

港区教育委員会 様

学校名 港区立南山小学校
校長名 明田川 輝美

平成29年度教育課程について（届）

このことについて、港区立学校の管理運営に関する規則に基づき下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基盤とし、学校・家庭及び地域社会の連携の基に、これからの社会を担う一員として、生涯学び続けることのできる、心豊かな児童を育成するために次の教育目標を設定する。

- じょうぶで明るい子
- よく考え最後までやりぬく子
- 友だちとなかよく協力する子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ① 児童及び教職員が、相手を思いやり、優しさや豊かな心を育む学校
 - ・ 港区教育ビジョンの示す「徳」「知」「体」を育む学びを踏まえ、「徳」の育成を最も重要な教育のひとつと捉え、相手を思いやり、優しさや豊かな心を育むことにより、児童の健全な育成に努める。
 - ・ 日常の全教育活動の中で、児童一人ひとりが自尊感情・自己肯定感をもてるようにする。
- ② 児童及び教職員が、自分や他者を大切にし、お互いのよさや可能性を認め合える学校
 - ・ 道徳教育を推進し、教職員の人権教育に関する資質向上を目指し、差別や偏見を許さない意識と行動力を身に付ける。
 - ・ 道徳の時間を要し、児童一人ひとりの道徳的価値や人間としての在り方、生き方について自覚を深め、道徳的实践力を育成する。
 - ・ 児童の人権を尊重し、「いじめは絶対に許さない」という認識のもと、「南山小学校いじめ防止基本方針」に基づき、教職員全体で未然防止、早期発見・早期対応できるための校内体制を整え、学校への安心感・信頼感により、全ての児童がのびのびと自分らしさを発揮し、お互いのよさや可能性を認め合える学校生活を送れるようにする。
- ③ 児童が学ぶ喜びや楽しさを実感し、意欲的に取り組むことができる学校
 - ・ 児童主体の学習を展開し、達成感や充実感を味わわせ、学ぶ喜び、楽しさを実感させる。
 - ・ 問題解決型のアクティブ・ラーニングの手法を取り入れ、体験的・主体的に活動できる教育活動の工夫を図る。
 - ・ 学力向上のために、児童一人ひとりの学びの状況を把握し、少人数指導やコース別指導を生かしながら個に応じた指導の充実を図る。
- ④ 保護者から信頼され、地域から愛される学校
 - ・ 教育活動に地域の人材の教育力を取り入れるとともに、保護者や地域との連携を充実させ、児童の一層の成長を育む。
 - ・ 六本木アカデミーの幼稚園・小学校・中学校及び都立六本木高等学校と連携を図る教育活動を通して児童の成長を育む。
 - ・ 地震等の自然災害に備えるための防災教育・防災訓練を保護者や地域と連携し、計画的に実施する。
- ⑤ 教職員が意欲的に学び合い、高め合える学校
 - ・ 児童一人ひとりがよさを発揮し、可能性を伸ばすことができるよう、授業力、資質の向上を図る。
 - ・ 授業研究・研修等の自己研鑽によりキャリアアップを図り、他の教員へ還元、成果を学校全体に反映させていく。
 - ・ 課題に対する危機管理意識をもち、未然防止・早期発見・早期対応を念頭に入れ、報告・連絡・相談を欠かさず行い、職務の遂行に努める。
 - ・ 教職員一人ひとりが協力・協調・連携に努め、組織に貢献し、仕事に情熱をもって全力を尽くす。

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間、オリンピック・パラリンピック教育、国際理解教育、特別支援教育

ア 各教科

- ・児童の学習状況や教科の特性を踏まえ、「課題解決→自力解決→交流（対話・話し合い）→自己解決」の学習過程を工夫し、基礎的・基本的な確かな学力の定着を図る。
- ・児童の学力調査の結果や日常の学習理解度を的確に把握し、指導と評価の一体化を進めるとともに「東京方式 習熟度別指導ガイドライン」に基づき、少人数指導、ティーム・ティーチングによる個に応じた指導の充実を図る。
- ・理科や算数科において教材・教具の開発や授業研究により、理数教育の充実を図り、興味・関心を高め、観察や実験等の活動を通して、科学的思考の充実を図る。
- ・租税教室を実施することにより、社会の中で税金が大切な役割を果たしていることを理解させる。
- ・児童の学習内容の定着のために、家庭学習カードの活用や保護者会や学年だより等を通して、家庭での復習の大切さを保護者に理解させ、協力が得られるよう連携を図る。

イ 特別の教科 道徳

- ・道徳教育推進教師を中心とした全校の推進体制を整え、人権尊重の精神を基盤とした道徳教育の充実を図る。また、教科化に向け他教科との関連を踏まえながら、指導計画及び評価計画を作成する。
- ・道徳授業地区公開講座においては、保護者参加型授業を行うとともに、地域人材を活用した講演を実施する等、保護者・地域の協力を得ながら、児童の豊かな人関係を築く力や道徳心を育む。

ウ 特別活動

- ・教科等で身に付けた見方や考え方を生かしながら様々な集団活動を通し、児童の主体性をさらに伸ばしていくことを実現する。
- ・様々な集団活動を通し、その集団や自己の課題を見出し、その解決のためによりよい人間関係の構築や集団生活の形成を図ろうとする態度を育てる。
- ・異学年間及び幼稚園・保育園との継続的な交流を充実させ、互いに思いやりの心を持ち、自分のよさや役に立つ喜びを味わわせ、自尊感情・自己肯定感を向上させる。

エ 総合的な学習の時間

- ・身近な地域等、自分たちとのかかわりのある人々や社会についての探究的な学習を通して、自ら課題をもち、主体的・創造的に追究し、解決する能力を育てる。
- ・発達段階に応じた体験的な学習を通して、横断的・総合的な学習活動を展開するとともに、他者や社会とかかわることや自己を発見することができるようにする。

オ オリンピック・パラリンピック教育

- ・オリンピック・パラリンピックの精神を踏まえ、スポーツ選手と触れ合い体験するとともに、文化や環境についても学んでいく。
- ・オリンピック・パラリンピック教育を通して、日本の伝統・文化を大切にしようとする心を育むとともに、他国の文化も大切にしようとする心情を養う。
- ・パラリンピアンとの交流を通して、障害についての知識や理解を深め、バリアフリー等の「共生社会」を実現するための心情を培う。

カ 国際理解教育

- ・平成28・29年度「日本の伝統・文化推進校」の指定を受け、体験活動を通し日本の伝統・文化を尊重しようとする心を育むとともに、他国の文化も大切にしようとする心情を養う。
- ・各教科、道徳及び特別活動を通じて、百人一首、お正月遊び、茶道、華道、琴等の日本の伝統・文化についての理解を深める。また、国旗・国歌について正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てる。
- ・NTと連携し、国際感覚の育成を図るとともに、英語を用いたコミュニケーションの楽しさを味わえるよう、指導の充実を図る。

キ 特別支援教育

- ・支援を要する児童の課題を適切に把握し、個に応じた指導の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心に支援を要する児童の課題を特別支援専門員・特別支援教室巡回教員・特別支援教室巡回心理士・学習支援員で指導の方針や具体的な手立てについて十分に検討し、個別的教育支援計画及び個別指導計画を作成する。
- ・具体的な手立てについては、全教職員で共通理解を図り、指導の充実を図る。

(2) その他の特色ある活動

ア 言語能力の育成

- ・週1回朝の時間に漢字タイムを設定し、日本漢字検定に向けた取組を行うことにより、発達段階に応じた漢字の読み書き等の基礎的・基本的な知識、技能の確実な定着を図る。
- ・学校図書館を活用し、RASや保護者による読み聞かせ等、読書の習慣を身に付けさせる。
- ・各教科等の中で基礎的な知識・技能を確実に習得するとともに、事実を正確に理解し、その事実を自分の知識や経験と結び付け、集団の中で自分の考えを多角的に発展させていくことのできる学習活動の充実を図る。

イ 情報活用能力（ICT）

- ・電子黒板、デジタル教科書、タブレット等の視聴覚機器や教材を有効活用して、児童の思考を深めさせ、学力向上に努める。

ウ 幼小連携

- ・幼稚園・小学校との連携・一貫教育を重視し、授業改善に当たる。
「平成28・29年度 港区教育委員会研究パイロット校・園としての取組」
- ・MINATOカリキュラム及び小学校入学前教育カリキュラムを活用し、12年間を見通して、学びの連続性や適時性を踏まえて、授業を工夫・改善する。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・保護者との連携を一層強化し、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、挨拶等社会生活を営む上で必要とされるマナーやルールを「学びの姿勢」「南山生活ルール」を活用し、自ら守ろうとする態度を育成する。
- ・いじめ等の問題行動に対して未然防止、早期発見・早期対応ができるよう「いじめ防止対策委員会」を設置するとともに、いじめや仲間外れのない帰属意識がもてる児童を育成する。また、児童一人ひとりが自分にできることを考える機会に、年3回の「ふれあい月間」を活用し、いじめのない学級・学校づくりを主体的に行える児童の育成に努める。
- ・毎朝、専科・養護教諭は玄関で、担任は教室で児童を迎える等、全教職員で児童理解に努め、児童のよさを見出し、伸ばす教育を実践する。
- ・基本的な生活習慣等の定着を図り、落ち着いた学校生活が送れるよう、言語環境を整え、正しい言葉遣いや礼儀等の指導の充実を図る。
- ・特別な支援を要する児童や不登校児童については、校内委員会において指導方法の共通理解を図り、都・区のスクールカウンセラーや学習支援員と連携、協力し、児童に寄り添い、一人ひとりの思いを受け止め指導に当たる。また、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター等の関係諸機関とも連携して対応する。
- ・教育相談・特別支援教育の研修を年間2回実施し、教員の児童理解を深める。
- ・「SNS学校ルール」を基に「南山小学校SNS学校ルール」やSNS家庭ルールを策定し、学校と家庭が連携して児童の安全を見守っていく。

イ 進路指導（キャリア教育）

- ・他者とのかかわりを重点において教育活動を行うことで、自分のよさや可能性に気付くようにし、何事にも挑戦し、最後までやり抜く態度を育てる。
- ・地域の商店や公共施設における職場体験を通して、地域の人のよりよい町をつくろうという思いにふれ、地域に貢献しようとする意欲・態度を育てる。

(4) 健康・安全・食に関する指導

- ・体育の授業の充実や児童の体力向上を図るため、体力テストの結果を基に個々の体力の現状を把握する。
毎週木曜日の業間休みには「体力アップタイム」として取り組む。「走る・跳ぶ・投げる」の基本の動きを縄跳びや固定施設・用具を使った運動を全教員で指導に当たり体力や健康を高める。
- ・地域防災協議会と連携を図り、保護者や地域、公署と協力して、防災訓練を実施する。また、地震等の自然災害に備えるための防災教育、避難訓練を計画に行い、児童の「自助・公助・共助」の意識を育てる。
- ・薬物乱用防止教室や情報モラル教室、セーフティ教室等を通し、保護者や地域とともに正しい知識や判断を学び、実践力を育てる。
- ・栄養バランスのとれた豊かな食事を児童へ提供することはもとより、食に関する指導を、給食だよりや給食試食会等を通して家庭へも発信していく。また、各教科や特別な教科 道徳、総合的な学習の時間等において、地産地消や郷土料理、伝統料理を学んだり、和作法体験でマナーやルールを身に付けたりしながら、食文化への理解や食への関心を深めていく。